

学校いじめ防止基本方針

小松島市小松島中学校

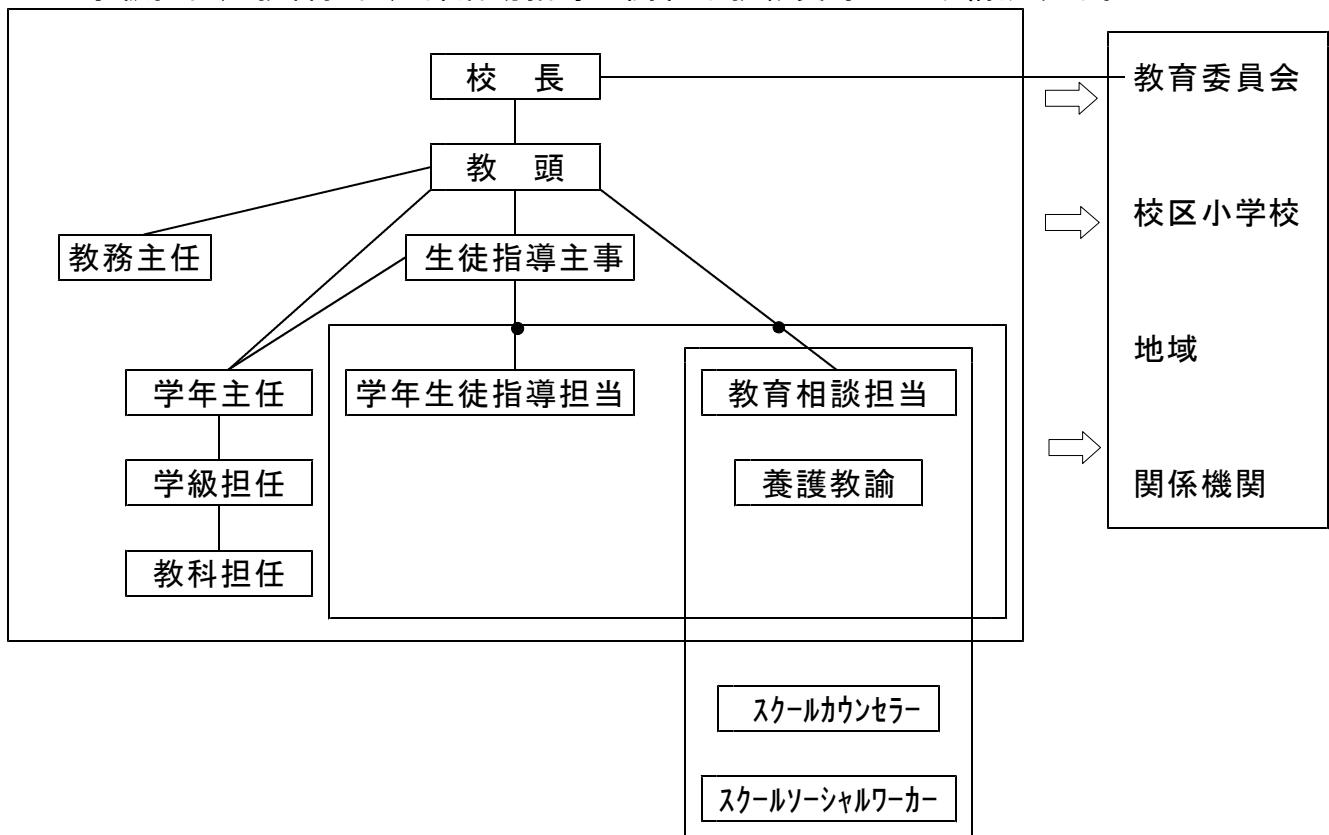
1. いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 学校教育活動全体を通じて全生徒に「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を徹底する。
- (2) いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」問題であることを認識する。
- (3) 日頃から、生徒の発する危険信号を見逃さないよう複数の教職員で関わり、早期発見に努める。
- (4) いじめについての訴えや情報があった場合は、複数の教職員で正確な情報収集にあたり、速やかに組織的な対応をする。
- (5) いじめられている生徒を守り抜くという姿勢と加害生徒に対しては、毅然とした態度で粘り強く指導する。
- (6) 学校と家庭、地域が組織的に連携する体制を構築する
- (7) 加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果をあげることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携を図る。

2. 学校いじめ対策組織

(1) 組織の構成

管理職、主幹教諭、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員等により構成する。



(2) 組織の役割

- ①学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画等の作成
- ②いじめの相談窓口
- ③情報の収集、記録、共有等
- ④いじめの情報の共有、関係生徒への聴き取り、指導や支援の体制・対応方針決定

3. 教育相談体制

- (1) 教師と生徒及び保護者、さらには生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 生徒の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 相談の内容によっては医療機関や専門機関との連携を図る。
- (4) 広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

4. いじめ未然防止のための取り組み

(1) 教育・指導場面

- ①「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を徹底する。
- ②他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、集団づくりを行う。
- ④ストレスを発散したり、相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑤自己肯定感を高められるよう、体験の機会などを積極的に設ける。
- ⑥学級活動や道徳の時間に、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。
- ⑦インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組む。インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、不適切な書き込み等については、消去することは非常に難しく、事案によつては、刑事上、民事上の処罰を受ける可能性があることを理解させる。
- ⑧生徒会活動など、生徒自身の主体的な参画によるいじめ問題への取り組みが促進されるよう適切な指導や助言を行う。
- ⑨教職員の言動がいじめを助長するがないように注意を払う。
- ⑩いじめが解決したと見られる場合でも、継続して注意を払い、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。
- ⑪生徒が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いに協力し合い、支えあう人間関係を築くことができる力を育てる。
- ⑫「おごり」という名目で「ゆすり」や「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、生徒の行動や交友関係をしっかりと把握し適切に対応する。

(2) 家庭・地域社会との連携

- ①学校いじめ防止基本方針や指導計画をホームページ等で公表し、学期の始期、入学式等で生徒や保護者や地域住民の理解を得る。
- ②家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示す。
- ③必要に応じて警察や児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。

- ④ P T A や地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

5. 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 「いじめ発見のための観察ポイント（教員用）」等の使用
- (2) 定期的な全校生徒を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」
- (3) 個別面談や生活記録からのいじめの把握
- (4) 学校いじめ対策組織への速やかな報告と組織的な対応
- (5) 教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター、スクールソーシャルワーカー等、学校内の専門家との連携
- (6) 生徒への声かけや、教職員間の情報交換
- (7) 欠席や遅刻等についての確認
- (8) いじめについての訴えや情報があったときの正確な情報収集や市教育委員会との適切な連携
- (9) 「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」の配布や情報提供

6. いじめへの対処

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ①管理職の指示のもと、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
 - ②学校いじめ対策組織において、いじめへの対応方針を決定する。
 - ③職員会議等で、いじめの情報を共有し、対応方針について共通理解を図る。
 - ④被害生徒、加害生徒への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的な対応をし、保護者に対して適切に情報提供し、連携・協力を図る。
- (2) いじめられた生徒・保護者への支援
 - ①いじめられた生徒を守りぬく
 - ②安心して教育を受けられるように必要な措置を講ずる
 - ③複数教員による家庭訪問
 - ④必要な情報の提供
 - ⑤要望・相談に適切に対応する
 - ⑥スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、専門家による心のケア
 - ⑦特に配慮の必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- (3) いじめた生徒への指導と保護者への助言
 - ①毅然とした対応と粘り強い指導
 - ②必要に応じて別教室での指導
 - ③同じ行為を二度と繰り返さない（再発防止）
 - ④複数教員での家庭訪問
- (4) 他の生徒への指導
 - ①新たないじめの防止
 - ②「傍観者はいじめをしている立場である」という意識づけ
- (5) 教育委員会への報告と連携
 - ①いじめを認知した場合は、学校長が市町村教育委員会への報告
必要に応じて出席停止措置等

②事案によっては外部専門家との連携
(阿波っ子スクールサポートチーム・学校問題解決支援チーム・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の派遣)

(6) 関係機関への相談・通報

- ①犯罪行為と認められる事案
- ②生命や身体の安全に関わること
- ③ネット上のいじめ

(7) いじめの解消状態

少なくとも、次の2つの用件が満たされていること。ただし、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。

- ① 少なくとも3か月間を目安とする。学校いじめ対策組織において、より長期な期間を設定できる。
- ② 被害生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。組織委員で面談等を実施する。

7. 校内研修

学期に1回以上の生徒指導に関する校内研修の実施

8. 重大事態への対処

次のような場合は事実確認の結果を市教育委員会へ報告・連携しての対処

- (1) 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
- (2) 相当な期間の欠席
- (3) 学校が調査主体になるときは、「重大事態への対応マニュアル」(別表)に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。

9. 取り組みの評価

- (1) P D C Aサイクルの活用
- (2) 学校評価と教員評価への項目の追加

10. 年間計画(いじめ防止プログラム)

- 年間目標
・教職員や生徒が、学校内でのルールの検討や行事運営、運営啓発活動を通して、よりよい学校づくりを進めていく意識を醸成する。
- ・人権学習を充実させ、お互いを認め合える人間関係や集団づくりを構築し、生徒が自己有用感を持つことにより、いじめの未然防止を図る。

	内 容	対象者	担 当
4 月	学校基本方針の共通理解 指導体制や指導計画の公表・周知 三者面談	教職員 教職員・保護者 生徒・保護者	生徒指導主事 " 教務主任
5 月	P T A総会 校内研修(問題行動の共通理解) 松中祭(体育祭)	保護者 教職員 生徒	教頭・教務主任 生徒指導主事 体育主任
6 月	二者面談	生徒	教務主任

7 月	携帯電話安全教室 薬物乱用防止教室 データ DV 防止セミナー 三者面談	生徒（1学年） 生徒（2学年） 生徒（3学年） 生徒・保護者	生徒指導主事 “ “ 教務主任
8 月	社会を明るくする少年の主張大会	生徒	生徒指導主事
9 月	いじめアンケート調査 避難訓練 松中祭（文化祭） 前期の取り組み評価・改善	生徒 生徒・教職員 生徒 教職員	生徒指導主事 防災教育担当 生徒会担当 生徒指導主事
10 月	校内研修	教職員	生徒指導主事
11 月	遠足（1学年、3学年） 修学旅行（2学年） 愛校作業	生徒（1、3学年） 生徒（2学年） 生徒・保護者・教職員	教務主任 学年主任 教頭
12	三者面談	生徒・保護者	教務主任
1 月	校内研修 進路相談（3年） 避難訓練	教職員 生徒・保護者 生徒・教職員	生徒指導主事 進路指導主事 防災教育担当
2 月	1年間の取り組み評価・改善 いじめアンケート調査	教職員 生徒	生徒指導主事 “
3 月	進路相談（3年） 1年間の生徒指導調査 次年度の計画	生徒・保護者 教職員 教職員	進路指導主事 生徒指導主事 “